

## 4 事業に要する経費の負担

市町村が行う地籍調査事業の経費負担割合は次のとおりである。

区 分	国	道		市町村	
負担割合	50%	25%		25%	
		純負担	特別交付税	純負担	特別交付税
		5%	$25\% \times 0.8 = 20\%$	5%	$25\% \times 0.8 = 20\%$

特別交付税に関する省令（昭和51年2月24日付け自治省令第35号）により、市町村負担額の8/10が財政需要額に算入され、毎年度12月に特別交付税として実施市町村に対し交付される。

これにより、地籍調査に要した経費で市町村が負担する金額は、上表のとおり、補助対象事業費の5%となる。